

令和3年8月から

## 《介護保険負担限度額認定の要件が変わります》

介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から、対象となる方の要件と、食費の費用負担額が変更されます。

### (1) 対象となる方の要件の変更点

- ・利用者負担第3段階が①と②に細分化され、それぞれに収入等の金額が設定されます。
- ・預貯金等について、一律 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下から、本人の収入等に応じた金額に変更されます。

### ○対象者と利用者負担段階（変更は下線部）

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員が 市民税非課税 (世帯分離し ている配偶者 を含む)	本人の年金収入額＋その他合計所得が年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が <u>650 万円</u> (夫婦は <u>1,650 万円</u> ) 以下
<u>第3段階①</u>		本人の年金収入額＋その他合計所得が年額 <u>80 万円超 120 万円以下</u>	かつ、預貯金等の合計が <u>550 万円</u> (夫婦は <u>1,550 万円</u> ) 以下
<u>第3段階②</u>		本人の年金収入額＋その他合計所得が年額 <u>120 万円超</u>	かつ、預貯金等の合計が <u>500 万円</u> (夫婦は <u>1,500 万円</u> ) 以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。

※65歳未満の人は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の合計は 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下。

### (2) 食費の自己負担額の変更点

- ・施設入所と短期入所（ショートステイ）利用時で食費の費用負担額が変わります。

### ○1日あたりの居住費・食費の自己負担額（変更は下線部）

利用者負担段階	食費	居住費（滞在費）				
		多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
第1段階	300 円	0 円	320 円	490 円	490 円	820 円
第2段階	<u>390 円</u> ( <u>600 円</u> )	370 円	420 円	490 円	490 円	820 円
<u>第3段階①</u>	<u>650 円</u> ( <u>1,000 円</u> )	370 円	820 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円
<u>第3段階②</u>	<u>1360 円</u> ( <u>1,300 円</u> )	370 円	820 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円

※（ ）内の金額は短期入所（ショートステイ）を利用した場合の金額。